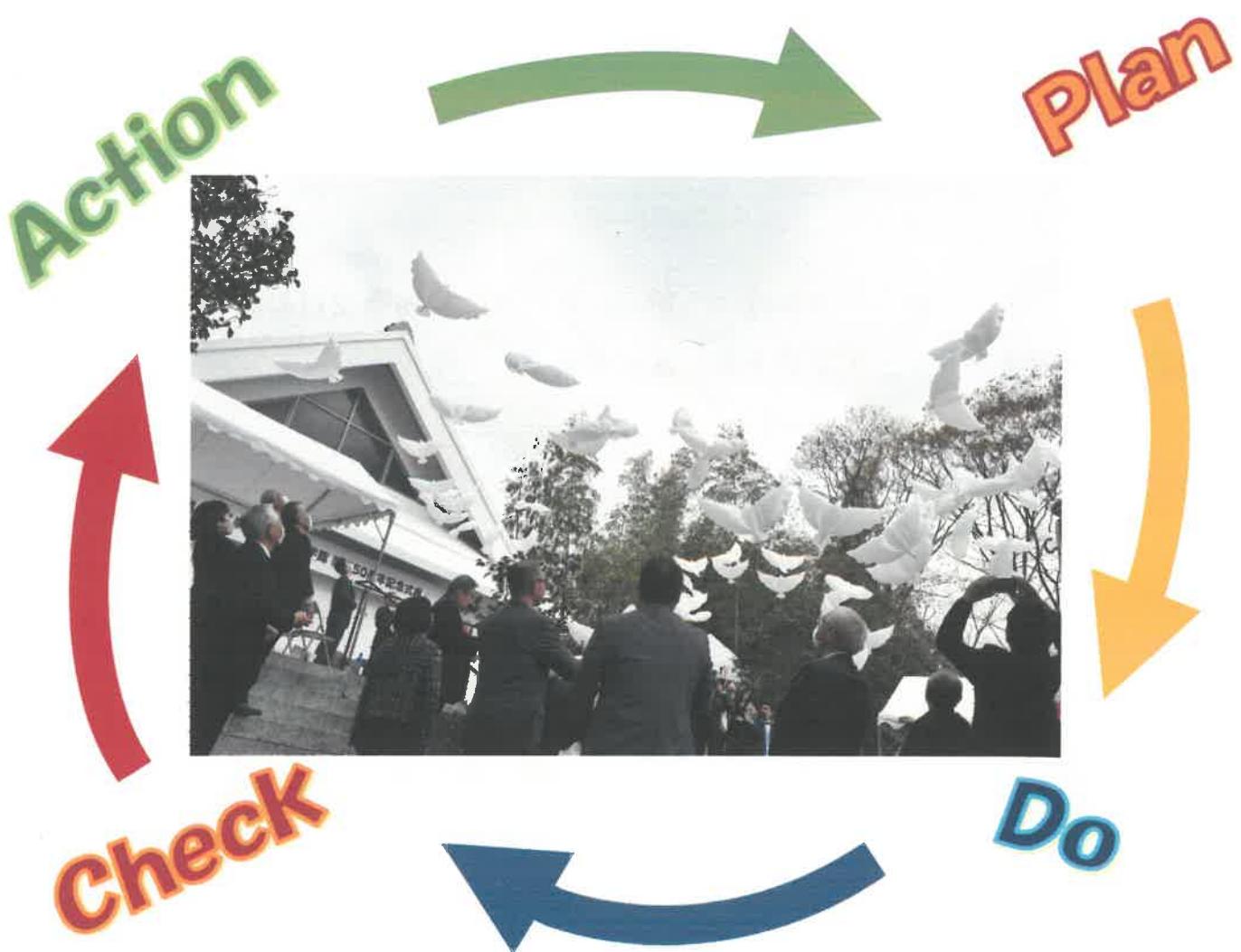


令和5年度  
長泉町教育委員会  
自己点検・評価報告書



令和6年9月



## 【参考】

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抜粋）

#### （設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第21条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

#### （組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる。

#### （教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行すること。

- (1) 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- (2) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- (4) 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- (5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- (6) 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- (7) 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- (8) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- (9) 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- (10) 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- (11) 学校給食に関すること。
- (12) 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- (13) スポーツに関すること。
- (14) 文化財の保護に関すること。
- (15) ユネスコ活動に関すること。
- (16) 教育に関する法人に関すること。
- (17) 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。
- (18) 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。
- (19) 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

#### （教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

## はじめに

長泉町の教育大綱では、「全ての人の成長と活躍を育むながいすみ」の実現を教育の基本方針とし、「学校は行きたいところ」「家庭は帰りたいところ」「地域は住みたいところ」となるよう学校、家庭、地域の連携を大切にして、未来につながる子育て・教育環境の実現、自分らしく活躍できるまちの実現を目指した教育に全力で取り組んでおります。

さて、令和5年度の長泉町教育委員会事務の管理及び執行状況についての評価を行いました。価値観の多様化や少子高齢化に伴う人口減少、働き方改革の推進など、目まぐるしく変化する社会情勢の中にあり、教育を取り巻く環境や体制づくりについて、課題意識をもっております。

その時々の状況に合わせた施策を進め、点検や評価内容を見直し、町民の皆様がより理解しやすい、納得しやすい内容になるようにしております。前年度の評価で高い項目はその状態を維持しつつ、達成度を高めることができる項目の改善に努めてきました。達成度を高められなかった項目については、今後の課題として引き続き改善に取り組んでいきます。

最後に、本報告書の作成にあたり、昨年に引き続き、三浦靖幸様には御多用中にもかかわらず、豊富な知識と見識に基づく、貴重なご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。今後とも、より一層の御支援と忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月

長泉町教育委員会  
教育長 石井 宣明

## 目 次

1 教育委員会の点検・評価制度について	1
(1) 経緯	
(2) 目的	
(3) 対象事業の考え方	
(4) 点検・評価結果の構成	
(5) 学識経験者の知見の活用	
(6) 公表	
(7) 点検・評価の経過	
2 令和5年度長泉町教育委員会グランドデザイン	4
3 令和5年度長泉町教育委員会の自己点検・評価シート	5
4 学識経験者による意見	12
参考 長泉町教育委員会組織	19

## 1 教育委員会の点検・評価制度について

### (1) 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）が改正され、平成20年4月1日から施行されました。

法の改正目的の一つとして、「教育委員会の責任体制の明確化」があげられており、同法第26条の規定により、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価を行うことが義務付けられました。

### (2) 目的

教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5の規定による執行機関として、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当するもので、全ての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会です。

その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール<sup>注1</sup>）し、中立的な意思・決定を行うものとされています。

今回の自己点検・評価は、法第26条の規定に基づき、教育委員会が教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

注 1：レイマンとは、単なる「素人」ではなく、一般的な学識、経験が豊かであり、人格が高潔な人であるが、「教育の」専門家ではないという意味で用いられるもので、教育委員会では、教育行政や学校運営が、教員など「教育の」専門家だけの判断で偏ることがないように、レイマンである委員を通じて、広く社会の常識や住民のニーズを施策に適切に反映させるための制度です。

### (3) 対象事業の考え方

自己点検・評価は、前年度における教育委員会の主要な施策とし、対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど、法第21条でうたう「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む当教育委員会が所管する全ての事務とします。

ただし、スポーツに関する事務については、長泉町教育に関する事務の職務権

限の特例に関する条例の制定により、平成25年度から町長部局が執行しているため、評価対象から除外しています。

#### (4) 点検・評価結果の構成

点検・評価結果については、「長泉町教育委員会の自己点検・評価シート」により、事業内容及び事業体系を3つの大項目に区分し、大項目の下に中項目、小項目を配しています。

##### 大項目1 教育委員会の活動

教育委員会という組織の自らの行動、すなわち教育委員会が自ら行う行為を活動の中心に6つの中項目に分け、点検事項として小項目を設けました。

この大項目内については、「評価」というより「点検」といった性格が強く、実施年度における行為活動の点検を行うものです。

##### 大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

法及び教育長に対する事務委任規則（昭和31年長泉町教育委員会規則第2号）の定めるところにより、教育委員会の権限のうち教育長に委任せずに教育委員会が合議によって定め、実施する事項について教育委員会が自ら管理・執行する事務として区分し、13の中項目に分けて構成しました。

この大項目内の各項目については、各事業実施年度において、教育委員会が計画し実施する性質のものではなく、事象が発生したときに法律等により実施義務が生じるものであり、大項目1と同様に「点検」の性格が強く、実施年度における事象の発生状況とその事象への対応状況の点検を行うものです。

その結果、「令和5年度は、該当する案件がなかった」という表現の点検結果となる項目が生じると同時に、これらの項目については、実現度・重要度の視覚的表現部については適正な表示ができないことから空欄としました。

##### 大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

教育委員会の職務及び事業から上述した大項目1、2を除いた部分について、管理・執行を教育長に委任して行う事務としてまとめることとしましたが、この部分については、町全体で既に取り組んでいる事務事業評価の考え方を踏まえ、教育方針に掲げた主要施策6項目を基本方針とし、基本方針に基づく施策ごとに点検及び評価を行いました。

## (5) 学識経験者の知見の活用

法第26条第2項の規定による学識経験を有する者による知見の活用については、教育委員会事務局が行った自己点検・評価の結果について、広い観点からの意見を求めるものとし、学校教育・社会教育の両面にわたって携わっている、識見の高い方から個別にご意見をお聴きしました。

様々なご意見、ご助言をいただいた学識経験者の方のお名前は、次のとおりです。

(敬称略)

氏名	所属等
三浦 靖幸	元静岡県教育委員会社会教育課長

## (6) 公表

自己点検・評価結果の公表については、法第26条においてその結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないものとされており、町教育委員会の承認を経て議会に報告します。

また、自己点検・評価にあたりホームページの活用が今後の課題とされていることから、結果についてホームページでも公表します。

## (7) 点検・評価の経過

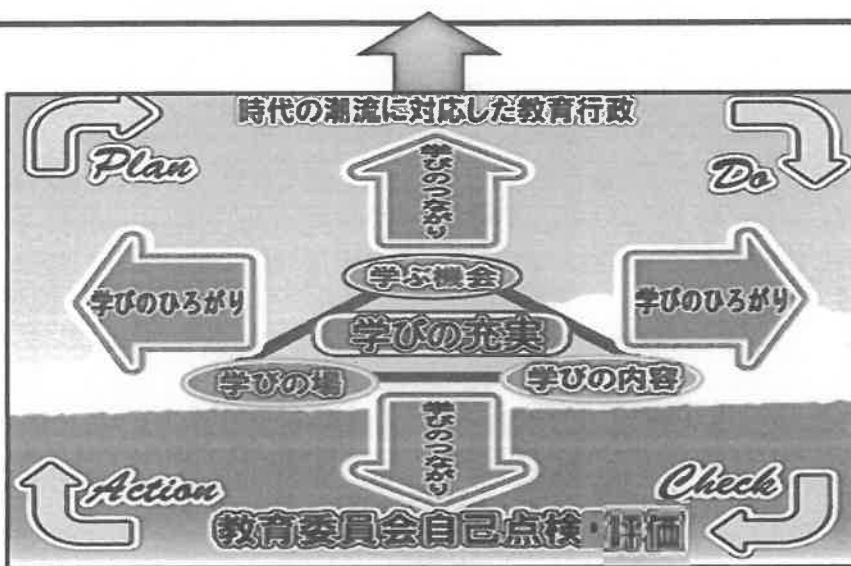
年月	会議等	内容
令和6年5月	各課・所等へ点検・評価依頼	
令和6年7月	定例教育委員会	点検・評価結果審議
令和6年8月	学識経験者へ令和5年度の取り組み説明	
	定例教育委員会	点検・評価結果承認
令和6年9月	町議会に報告書を配布	
	町ホームページで結果を公表	



# 令和5年度 長泉町教育委員会 教育の基本方針

## 「全ての人の成長と活躍を育むながいすみ」の実現

- 政策 ◆未来につながる子育て・教育環境の実現  
◆自分らしく活躍できるまちの実現



### □『基礎を培う』幼稚園、保育園、認定こども園

- ・体験活動の推進
- ・読書活動の推進
- ・特別支援教育の充実
- ・安全教育、防災教育の充実
- ・幼稚園、保育園、認定こども園から 小学校、中学校までの円滑な接続

### □健やかな子育て支援

- ・きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援
- ・地域の子育て力の強化
- ・子育て家庭への経済的支援
- ・働きながら子育てる家庭への支援
- ・待機児童解消に向けた取組  
(保育園、放課後児童会)

### □『多彩な資質、能力を引き出す』小学校、『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校

- ・きめ細やかな教育の推進、教育環境の整備
- ・魅力ある授業づくりの推進
- ・心の教育の推進
- ・体育、健康に関する指導の推進
- ・安全教育の推進
- ・環境教育の推進
- ・「地域とともにある学校づくり」の推進

### □社会教育

- ・生涯学習
- ・青少年の健全育成
- ・家庭教育の充実
- ・男女共同参画
- ・文化財の保護と保存
- ・コミュニティセンター運営管理
- ・文化振興
- ・文化センター運営管理
- ・町民図書館運営管理
- ・井上靖文学館運営管理

### □学校給食

- ・健康教育や食育の充実
- ・安全でおいしい給食の提供

### □社会の変化に対応した教育行政

- ・教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化
- ・国や県の教育振興基本計画に即した事業の推進
- ・教育委員会自己点検、評価の充実と推進

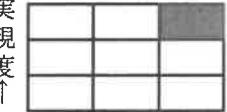
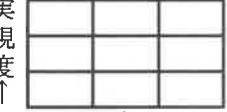
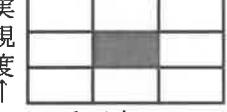
令和5年度  
長泉町教育委員会の  
自己点検・評価シート

実現度  
↑  
A    B    C  
→重要度

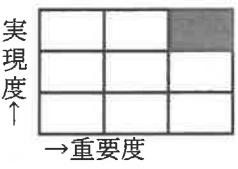
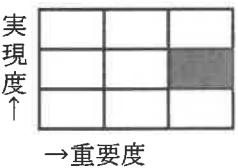
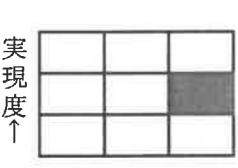
◎ 3段階評価とし、以下の達成状況により評価しています。  
 ○実現度A：達成またはほぼ達成している（概ね80%以上）  
 実現度B：概ね達成している（40%～80%未満）  
 実現度C：達成していない（概ね40%未満）  
 ○重要度も上記に準じて評価し、該当するマスを塗りつぶしています。

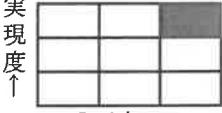
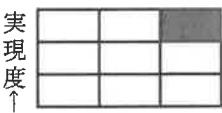
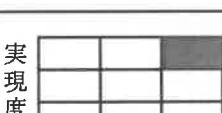
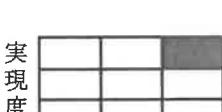
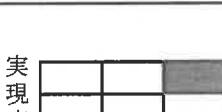
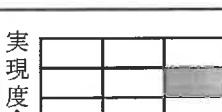
大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
1 教育委員会の活動	(1) 教育委員会の会議の運営改善	①教育委員会会議の開催回数	実現度 ↑ A    B    C →重要度
		②教育委員会会議の運営上の工夫	実現度 ↑ A    B    C →重要度
	(2) 教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信	①教育委員会会議の傍聴者の状況	実現度 ↑ A    B    C →重要度
		②議事録等の公開、広報・公聴活動の状況	実現度 ↑ A    B    C →重要度
	(3) 教育委員会と事務局との連携	教育委員会と事務局との連携	実現度 ↑ A    B    C →重要度
	(4) 教育委員会と町長部局との連携	教育委員会と町長部局との連携	実現度 ↑ A    B    C →重要度
(5) 幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備	教育委員の自己研鑽	研修会への参加状況	実現度 ↑ A    B    C →重要度
		①幼・保・こ・小・中学校訪問	実現度 ↑ A    B    C →重要度
	②所管施設の訪問	実現度 ↑ A    B    C →重要度	幼・保・こ・小・中学校以外の所管施設は、成人を対象とした活動拠点であり、生涯学習を推進する中で施設のあり方を考えていくことが必要である。各施設の活動内容を把握するための手段として施設訪問は重要であり、令和5年度はコミュニティながいづみ、学校給食センター、いづみ教室の見学を実施した。

大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
教育委員会が管理・執行する事務 2	(1) 学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めること	実現度 ↑ →重要度	教育行政を推進するにあたり、目指すべき方向を示す教育方針を策定していくことは、教育委員会としての責務であり、新年度の前に教育委員会の主要施策と教育方針を教育委員会に諮り決定している。
	(2) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと	実現度 ↑ →重要度	教育委員会は、首長から独立した行政機関であり、教育委員会としての規則の制定・改廃は重要事項となる。令和5年度は、条例制定0件、改廃3件、規則制定0件、改廃3件について、いずれも遅滞なく処理することができた。 要綱・規程等の新設2件、改廃3件を遅滞なく処理することができた。
	(3) 教育委員会の所管する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること	実現度 ↑ →重要度	教育委員会が所管する施設を含む公の施設については設置条例を設けることとされており、制定、改廃などは重要事項となる。令和5年度は、条例の制定・改廃はなかった。
	(4) 町職員の任免を行うこと	実現度 ↑ →重要度	児童福祉・教育行政推進のためには人材の確保が必要であり、きめ細かな取り組みをしていくために多くの支援員等を教育委員会独自で採用している。 令和5年度は、学校事務、学校用務員、小・中学校支援員、学校図書館補助司書、保育士、幼稚園教諭等の職種で220名の職員を任用した。
	(5) 県費負担教職員の任免その他の人事について内申すること	実現度 ↑ →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員の任免その他の人事に関することは、教育委員会として重要事項である。令和5年度は、上位機関である県教育委員会に対し120件の内申をしてきたが、いずれも遅滞なく行うことで、適切な人事管理をすることができた。
	(6) 県費負担教職員の服務の監督に関すること	実現度 ↑ →重要度	教育の主役である子どもを教える教職員の服務の監督に関することは教育委員会として重要事項であり、年度当初に各学校長より教職員へ服務についての指導を行っている。また、静東教育事務所の人事管理訪問の際に指導を受けるとともに、各学校では、不祥事根絶を含め、勤務服務に関する研修を定期的に実施している。
	(7) 学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱すること	実現度 ↑ →重要度	学校教育及び社会教育の推進役となる各種委員の任命委嘱などの人事に関することは教育委員会として重要事項であり、令和5年度は、欠員が生じることなく109名の委員を遅滞なく委嘱した。
	(8) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申し出ること	実現度 ↑ →重要度	首長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育に関する議決事項について教育委員会の意見を聞くこととされており、令和5年度は、補正予算4回を遅滞なく教育委員会に上程し、その後に議会において原案どおり可決することができた。
	(9) 教科用図書の採択を行うこと	実現度 ↑ →重要度	令和5年度は、小学校の教科用図書の採択が行われた。駿東沼津地区教科用図書採択連絡協議会と連携を密にして対応した。 【次回採択年度】 ・中学校 令和6年度
	(10) 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること	実現度 ↑ →重要度	学校教育の担い手である教職員に対する研修の機会を確保していくことは、教育委員会の役割として重要なものがあり、教育関係者に対し町教育委員会主催で各種研修を実施することで職員の資質向上に努めた。 ・初任研：3回1人参加 ・2年研：2回5人参加 ・3年研：2回7人参加 ・中堅研：2回8人参加 ・特別支援教育研修会：5回

大項目	中項目	小項目	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)
2 教育委員会が管理・執行する事務	(11) 学齢児童及び生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること	実現度↑  →重要度	令和5年度は、令和6年度から北中学校に特別支援学級(自・情)を新設するため、学区の変更を行った。 (旧) 長泉中学校特別支援学級(自・情) 町内全域 (新) 長泉中学校特別支援学級(自・情) 長泉中学区 北中学校特別支援学級(自・情) 北中学区
	(12) 指定文化財を指定し、又は解除すること	実現度↑  →重要度	令和5年度は、該当する案件がなかった。
	(13) 定住促進に関すること	実現度↑  →重要度	長泉未来人定住応援事業について、令和5年度は、74人のエントリーと25人の本登録があった。 また、本登録者のうち、令和5年度中に長泉未来人定住応援事業奨励金の交付要件を満たした17人に奨励金を交付した。

大項目	基本方針	施策	点検・評価	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(1) 『基礎を培う』 幼稚園・保育園・認定こども園  『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』及び『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の徹底を図り、一人一人の個性を尊重し、よさが生きる教育・保育を目指します。	①体験活動の推進 ～協同する体験、規範意識の芽生えの育成/野菜栽培体験、食育活動の充実、地域との交流、町有林での間伐体験、親子で一緒に楽しめる体験活動の推進～	実現度↑ →重要度 	幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の平成29年3月の改訂を受け、園児の発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探究心を養うとともに、規範意識の芽生えを培う場として重要である。各園で野菜の栽培、保育の中での体験活動や行事への親子参加など、各園で工夫した取り組みを行っている。
		②読書活動の推進 ～絵本や紙芝居・童話等の読み聞かせの充実、園文庫の充実による読書環境の整備/家庭での読み聞かせの推進と実践を促進～	実現度↑ →重要度 	読書活動を通じ豊かな感性を養うとともに、伝える喜びや文字に対する興味や関心を持つ機会を身につける場として幼児期の読書活動は必要不可欠なものである。各園での取り組みを大切にするとともに、家庭との連携にも力を入れた取り組みを行っている。
		③特別支援教育の充実 ～個に応じたきめ細かい指導、就学に向けた支援、園内研修の充実/教育相談活動、保護者との緊密な連携と交流～	実現度↑ →重要度 	障がいを有する子どもへの関わりは、幼児期から一貫した支援が必要であり、保護者との信頼関係の上に成り立つものであることから、特別支援教育専門員を中心に支援に直接携わる支援員と連携し、支援方策を検討するとともに、家庭での支援を推進することで、就学に向けた円滑な取り組みを進めている。
		④安全教育・防災教育の充実 ～不審者対応訓練・避難訓練、交通安全等の充実～	実現度↑ →重要度 	子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取り組みとして園だけでなく、地域や家庭と連携した取り組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要であることから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。
		⑤幼稚園・保育園・認定こども園から小学校・中学校までの円滑な接続 ～年長児の学校体験/交流研修の充実、地域の人材を活用できる計画の立案/各園と各学校の行事等における積極的な交流/就学時までに育みたい資質、能力の実現に向けたカリキュラムの実践、保育アドバイザー及び教育アドバイザーの活用～	実現度↑ →重要度 	子育て施策を担う幼保この役割を踏まえた中で、職員一人ひとりが幼保こにおける園生活について理解を深めることが、「小学校との円滑な接続」の推進力になるとともに、行事等を通じた幼保こ・小の交流が小学校に入学してからの児童の落ち着いた学校生活、保護者の安心感に繋がっている。また、幼保こ・小連絡協議会（フラット会議）を開催し、保育や授業内容に踏み込んだ意見交換や情報交換を積極的に行っていく。
		①きめ細やかな教育の推進、教育環境の整備 ～研究授業の実施等による教職員研修の充実/特別支援教育、特別支援学級の支援の充実/通級指導教室の充実/小学校1・2年生支援事業及び少人数指導事業の実施/一人一人の意見が大切にされ、より多くの人に伝わる授業展開の工夫と、一人一台端末を有効活用した授業方法の研究推進/多様な人材を活用した学習支援/共同学校事務室の効果的な運営/幼稚園・保育園・認定こども園から小学校・中学校までの円滑な接続に向けた教育アドバイザーの活用/不登校児童生徒の支援のための教育支援センターの開設準備/ファシリティマネジメントに基づく学校施設及び設備の改修等の実施/学校施設のバリアフリー化の推進～	実現度↑ →重要度 	義務教育期は、今後の社会生活を送る中で必要となる基本的な知識・技能を身に付ける場であり、個に応じたきめ細かな教育の推進は必要不可欠なものである。そこで、「令和の日本型教育」の構築に向けて、子どもや保護者の期待に応えるためにも教員一人ひとりが「力のある先生=頼もしい先生」になるよう育成しており、信頼できる学校運営に努めている。教育アドバイザーによる幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との接続を意識した訪問や、フラット会議を開催したほか、北小学校通級指導教室では、児童20名の支援を行った。また、町内の小中学校5校でバリアフリー化の工事を行った。
		②魅力ある授業づくりの推進 ～学習指導要領の趣旨を踏まえた研修の充実/学校教育の改善や充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」と「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業指導の目標や内容を的確に押さえた確かな学力を検証する調査の実施と授業改善/「個別最適な学び」と「協働的な学び」の推進/主体的に学ぶ学習習慣の確立、基礎学力の定着・活用力の育成/全ての教科等における資質・能力の育成や学習の基盤となる言語能力の育成/体験的・問題解決的な学習・知識及び技能を活用する学習の推進/授業力向上に向けた教職員研修の充実/子ども同士の関わり合いを大切にした授業づくりの推進/国際理解・外國語活動・外國語教育の充実/ALTの配置拡大を生かした、小学校1・2年生での計画的な外國語活動の実施/小学校1・2年生の書道授業の実施/キャリアパスポートの活用とキャリア教育の推進による望ましい勤労感・高い志をもつ職業観の育成/理科支援事業の実施/ICT支援員の配置や一人一台端末の効果的な活用に向けた教職員研修実施等によるICT教育の充実/出退勤管理システムの導入による勤務時間の適正管理と教職員の多忙化解消に向けた働き方改革の推進/業務改善のための効果的な学校評価の実施～	実現度↑ →重要度 	学びの土台となる基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び自ら考える力を育むため、魅力ある授業づくりの一環として、体験的な学習活動の機会を増やし、児童生徒の興味・関心を引き出す学習の工夫に努めている。新型コロナウイルス感染症は第5類に移行するも、行事の精選を行い、様々な制限がある中で、基礎学力の定着や授業改善を行った。若手研修は教育アドバイザーが積極的に関わり、学び手の視点に立った授業づくりを推進した。 ALTを町内に6名配置し、小学校1・2年生で計画的に外国語活動の授業を実施した。GIGAスクール構想に基づく一人一台のタブレット端末を活用した学習活動の充実に努めた。多忙な教職員の勤務時間を把握するために導入したタイムカードによる勤怠管理システムを活用し、教職員の在校時間を客観的に把握し勤務時間の適正管理を推進した。
		③心の教育の推進 ～道徳的実践力を高め、自尊感情を育成する道徳教育、人権教育の推進/豊かな心を育てる読書指導、学校図書館の活用と活性化/不登校やいじめの早期発見及び早期対応のための相談体制の充実/いじめ防止基本方針に基づく組織対応の推進/心の教室相談事業の充実/スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど県事業の効果的な活用/ボランティア活動、自然や文化等の体験活動への積極的な参加～	実現度↑ →重要度 	人間関係の希薄化が危惧される中で、情操教育や不登校いじめなど将来に禍根を残さない対応も必要であり、これに対応するため町単独で心の教室相談員を中学校に配置し、生徒の相談や心理面での支援を行なっている。また学校図書館補助司書を配置し、読書活動の充実を図り、豊かな心を育てる教育にも努めている。
		④体育、健康に関する指導の推進 ～健康教育の充実/基礎体力の向上を目的とした体力づくり運動やスポーツ活動の推進/食育の推進（栄養教諭を活用した栄養指導の充実）/健康の保持増進（町養護教諭の配置）～	実現度↑ →重要度 	学齢期の児童・生徒にとって、健全な心身の発達のための学校保健は重要なものであり、各校養護教諭を中心とし児童・生徒への指導等は重要なものである。また、その他社会問題化する薬物乱用に対する教育の必要性は高いものがある。検診結果の事後フォローや保健室の有効活用を図っている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価		
			(詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)		
3 教 育 委 員 会 ・ 管 理 が 執 行 を 教 育 長 に 委 任 す る 事 務	<p>(2)            『多彩な資質・能力を引き出す』小学校、            『主体性や豊かな創造性を伸ばす』中学校</p> <p>地域の信頼にこたえる夢を育む学校づくりを目指します。</p>	<p>⑤安全教育の推進            ~自分の身は自分で守る教育の充実/防災訓練の充実/スクールガードボランティアとの連携/緊急メールの活用/地域やTAとの連携強化~</p> <p>⑥環境教育の推進            ~資源を大切にする教育の推進/エコ活動への取組~</p> <p>⑦「地域とともにある学校づくり」の推進            ~社会に開かれた教育課程の実現/全小中学校に設置した学校運営協議会や地域学校協働本部事業と連携した効果的な実践の蓄積/学校運営協議会制度による学校評価の充実と効果的な学校運営/地域への学校開放、外部人材の活用/地域の諸施設、団体等との交流/部活動指導の充実（外部指導者の積極的活用）/部活動地域移行に向けての検討/学校ホームページの充実~</p>		<p>子どもの安全は、万人の願いであり、安全、安心な社会の構築に向けた取組みとして学校だけでなく、地域や家庭と連携した取組みが求められ、同時に子どもたちが危険を回避できる力を身につけることも必要なことから、発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている。</p>	
				<p>環境についての教育、特に資源を大切にすることの教育は、重要度の高い問題である。子どもたちの視点で実現できるエコ活動が大切である。令和5年度においては、各学校で日常的に資源回収を行ったり、『アースキッズチャレンジ』に参加するなど、資源を有効活用する基本的な意識の醸成を図った。</p>	
				<p>子どもが抱える諸問題の背景や原因には、家庭や地域社会の変化があり、解決していくには、学校現場だけでなく家庭や地域との連携が必要である。そこで、地域に開かれた学校運営を目指し、保護者や地域への学校評価を実施、公表するなどの取り組みを行っている。また、地域とともにある学校づくりを進めるうえでの有効なツールとして期待されている学校運営協議会を町内全5校で設置している。</p>	

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)	
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(3) 学校給食  『食』を通じて『豊かな心を育む』学校給食を目指します。	①健康教育や食育の充実 ～学校給食を通した栄養指導、生涯にわたる食生活の指導/地元生産者とのふれあい給食会を通し、食物の大切さや感謝の心を醸成/学校給食と家庭での食生活の連携及び消毒等衛生面の啓発～	実現度↑  →重要度	成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のためバランスのとれた栄養豊かな給食の提供により、健康の増進、体位の向上を図るとともに、正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけることに努めた。 また、地元生産者とのふれあい給食会を実施するとともに、地元の農畜産物を給食食材として提供する「長泉の日」を設け、地域の持つ食環境の素晴らしさを知り、郷土愛を育む機会づくりに努めた。
		②安全でおいしい給食の提供 ～衛生管理の徹底/安全で良質な食材の選択/地場産品をより多く活用した「長泉の日」の充実/多様な食品をバランスよく組み合わせた献立の工夫/食物アレルギー対応給食(除去食)の提供～	実現度↑  →重要度	平成27年度から導入した調理・配送・配膳業務の委託化に伴い、業者との連携を図り、業務状況の確認を確実に行った結果、食中毒の集団発生はなかった。 さらに、食物アレルギーを持つ児童・生徒への対応として、アレルギー食材の除去食の提供を行い、全ての児童・生徒に安全・安心でおいしい給食を提供することができた。
	(4) 健やかな子育て支援  子どもが輝き、子育てが楽しい、心触れ合うまちづくりを目指します。	①きめ細やかな取組を必要とする子どもへの支援 ～幼稚園・保育園・認定こども園での支援が必要な児童の受け入れの充実と集団保育の推進/放課後児童会における支援が必要な児童の受け入れに伴う体制の充実/児童虐待防止の啓発、早期発見、早期対応を図る要保護児童対策地域協議会の運営/子ども・子育て総合相談窓口の充実と子ども家庭総合支援拠点の開設/子育て短期支援事業、養育支援訪問事業の実施～	実現度↑  →重要度	保育士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童会の指導員の適正配置に努めるとともに、各施設が役割を担って子どもへの指導支援を取り組んでいる。また、要保護児童対策地域協議会により、関係機関との連携を深め、児童虐待防止に努めた。また、虐待防止月間として児童虐待防止に関する講演会を民生児童委員や関係者向けに実施した。
		②地域の子育て力の強化 ～子育て支援サークル、子育て応援グループとの連携/ファミリー・サポート・センター事業の充実/こども交流センターの充実/子育て支援団体に対する補助金～	実現度↑  →重要度	保育園、幼稚園、こども園行事としての親子、友達との触れ合いをはじめ、特別支援教育専門員による児童相談やファミリー・サポート・センターの運営や子育てマイスター講習会の実施など、子育て力の強化を推進した。また、子育て支援センターを子育て支援の拠点として、相談等各種事業を展開した。
		③子育て家庭への経済的支援 ～長泉未来っこ・3・6歳児応援事業の実施/18歳年度末までの医療費の助成/多子世帯の経済的負担軽減のため、保育園に通園している0歳から2歳までの第2子以降保育料を無料化(助成)/保育園等の第2子副食費を半額、第3子以降副食費を無料化(助成)/子ども子育て支援新制度未移行幼稚園に通園している、年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降の子の副食費免除(助成の上限あり)/認可外保育施設の利用料を月極保育は保育園等の保育料の超過分、一時預かり保育は支払保育料の半額を助成(上限額あり)～	実現度↑  →重要度	子どもの疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせ疾患の慢性化の予防を促進し、併せて保護者の経済的負担の軽減を図った。 令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まり、実費徴収となった副食費について、第2子半額、第3子以降無料化を町独自の施策として行った。 安心して子育てができる環境を整えるため、0歳児(出生時)や育児の節目を迎える3歳・6歳を迎える子を持つ保護者に対する支援としてこども商品券の交付を行った。
		④働きながら子育てる家庭への支援 ～民間を活用した放課後児童会の円滑な運営/保育園・保育園・認定こども園における延長保育事業、幼稚園・認定こども園における一時預かり事業の実施/児童扶養手当受給者に対し、放課後児童会利用者負担金を減額～	実現度↑  →重要度	放課後に保護者が家庭にいない小学校に在籍する児童を対象に、保護者に代わり生活指導を行い児童の健全な育成を図った。 また、児童扶養手当受給者に対し、放課後児童会利用者負担金を減額することで、子育て家庭の経済負担の軽減を図った。
		⑤待機児童解消に向けた取組(保育園・放課後児童会) ～民間活力等を効果的に活用した保育の枠の拡充/申込者のニーズに合わせた保育園等の案内、空き情報の提供等のきめ細やかな対応/長泉小学校区の放課後児童会待機児童解消のため、臨時に放課後児童会を開設～	実現度↑  →重要度	保育所等における待機児童解消の取り組みとして、民間小規模保育事業所の施設整備に対する支援や、町立幼稚園の認定こども園化など、主にハード面の整備を行い、令和3年4月に7年ぶりに待機児童ゼロになった。その後は、子育てコレクションなどによる、きめ細やかな対応や、從来継続して実施している町独自施策の認可外施設利用者助成金による支援など、主にソフト面の支援により令和5年4月も3年連続でゼロになった。 また、放課後児童会においては、長泉小学校区の待機児童対策として、リース方式校舎内に新たな放課後児童会を令和4年度から開設しており、令和5年度も引き続き活用することで、待機児童はゼロとなっている。
	(5) 社会教育と家庭教育  町民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを目指します。	①社会教育の推進 ～生涯学習情報の提供、生涯学習により、家庭教育によりの発行/町民ニーズに応えた学習機会の提供、長泉わくわく塾／くすのき学級、ふれあい出前講座、地域づくり活動事業の推進/地域の教育力向上、学校・家庭・地域連携協力推進事業(放課後子ども教室、地域学校協働本部)の充実、通学合宿事業(わんぱく通学合宿)の推進/生涯学習の充実のための人材活用、人材リスト「いちばん星みつけた」の更新、地域人材の発掘・活用～	実現度↑  →重要度	豊かで生きがいのある生活を目指した生涯学習社会形成のため、学習機会の提供と学習指導者の活用を推進し、地域に対し学習成果の還元を図るために、「長泉わくわく塾」を開設している。近年は募集講座数、受講者数と共に増加傾向であり、運営委員会において講座内容の充実を検討し、生涯学習活動のきっかけづくりの推進を図っている。
		②青少年の健全育成 ～家庭・学校・地域が連携した青少年健全事業の充実と青少年成団体の活動支援/少年教育成課室(松崎町・西伊豆町教育事業)の実施／わたりの主催大会の開催による青少年の団体や委嘱組織二十歳の集いの実施/子どもの星講所づくりの推進/放課後こども教室、通学合宿事業、少年少女サークル、子ども体験講座の実施/科学技術体験教室の実施/青少年相談事業(ひまわり相談室)の実施/非行抑制活動の充実を図るとともに、非行抑制の普及と啓発、補導体制の確立、青少年を守る店舗の登録制度の充実、声掛け運動の推進～	実現度↑  →重要度	青少年の健全育成に向けた取り組みとして、「わたしの主張大会」や「善行模範者表彰」を実施するとともに、青少年教育各種講座を開催した。また、補導員による巡回や、県が推進する声掛け運動を推奨し、青少年の非行防止に努めている。併せて、いじめ、不登校、子育ての問題など、青少年や保護者の相談に応じて助言、支援を行い、相談解決のために関係機関との連携を図っている。
		③家庭教育の充実 ～「長泉町家庭教育の日」の推進・啓発/家庭教育支援員を活用した家庭教育学級の充実/子育て学習講座の実施/基本的生活習慣の啓発～	実現度↑  →重要度	家族形態の多様化や地域社会とのつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、自立心を身につけられるよう、また親同士のコミュニケーションを高め、社会全体で家庭教育の充実に取り組んでいくための各種講座を開催し、家庭教育の推進に向けた周知を図っている。

大項目	基本方針	施策	点検・評価 (詳細については、「決算にかかる主要施策の成果に関する報告書」により報告する)															
3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務	(5) 社会教育と家庭教育  町民一人一人が生涯学習に参画し、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを目指します。	④男女共同参画 ～第3次男女共同参画プランの策定/男女共同参画啓発講演会「つどい長泉」の開催/男女共同参画指導者の養成/情報紙「咲くっと」の発行/男女共同参画推進事業の実施～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>第3次男女共同参画プランに基づき、誰もが個性を活かし能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に向け、性的多様性理解の促進や男女の意識改革を行うことが必要であり、啓発のための講演会や情報誌の発行、地域での自主的な活動の促進等、各種事業を進めている。</p>															
⑤文化財の保護、保存 ～展示館を拠点とした文化財の保存復元及び展示の充実に努めるとともに、体験学習の拡大を図り文化財に親しみやすい環境整備の実施/常設展示と企画展の開催/体験講座の開催と充実/町指定文化財維持管理補助事業、町指定文化財等の説明看板設置事業(修繕)、文化財収録(写真・古文書等の収録)の実施～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>町民の生涯学習活動のための情報発信拠点として、また町文化財保護活用の拠点として、文化財展示館の運営を行なうほか、企画展や常設展、体験講座など各種事業を行っている。</p>																	
⑥コミュニティセンター運営管理 ～発表や鑑賞の場としての活用による生涯学習活動の推進/計画的な設備改修と、利用しやすい環境整備～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>コミュニティセンターは、町主催事業や各種団体の会議及び研修会、講演会、文化的な活動・発表会などに利用されており、住民の生涯学習及び文化振興の拠点施設となっている。</p>																	
⑦文化振興 ～文化センターを拠点とした町の芸術や文化の向上と発展/質の高い芸術文化を鑑賞する機会と発表の場を提供/町民文化祭事業、美術展事業の充実、長泉町ピアノマラソンの実施/郷土芸能保存団体の活動支援～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>誰もが気軽に文化芸術に親しむ機会、及び発表する機会を提供し、町民の生涯学習と文化芸術意欲の向上を図るために、各種文化振興事業を実施している。</p>																	
⑧文化センター運営管理 ～指定管理者による効率的な管理と利用者サービスの向上～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>文化センターにおいては、質の高い芸術文化を鑑賞する場として、多くの町民に親しまれている。文化芸術の発信拠点等としての貸館業務をはじめ、指定管理者による自主事業は、町民をはじめ多くの来場者があり、文化芸術に触れる好機となった。</p>																	
⑨町民図書館運営管理 ～「人づくり」に応える情報拠点として資料の充実を図り、親しみやすい図書館、役立つ図書館、魅力ある図書館となる施策の推進/図書館の効率的な管理、運営と読書の推進、一般図書購入、図書館構造の充実、県内公立図書館、大学図書館との図書の相互貸借、利用者の調査や研究、調べ学習の支援（リファレンスサービス）の充実/図書館システムの活用による業務の効率化及び町民とのサービスの向上/情報発信の充実（ホームページ等）/子ども読書活動の充実、児童図書購入、講座、講演会、子ども読書感想文コンクール、読書フェアの開催、乳幼児向けおはなし会の充実、保護者への読書等に関する資料・情報提供（幼稚園、保育園、認定こども園、こども交流センター、放課後児童会、地域文庫等への団体貸し出し及び活動支援の充実～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>図書館は「人づくり」に応える情報拠点として、資料の充実・整理や、各講座や学習機会の提供などを通じて住民の生涯学習意欲を高める役割を持つ機関として位置づけられている。新たな資料の購入や館内展示の工夫、図書館ホームページ開設などにより、利用者満足度の向上を図っており、子どもの読書活動推進については、ボランティアを含めたさまざまな取組み等により児童書の利用が活発である。</p>																	
⑩井上靖文学館運営管理 ～文豪、井上靖の業績や町の文化等の紹介と町民の教養及び文化の向上/井上靖に関する資料及び町の文化等を紹介する資料の保管並びに展示（常設展示及び企画展示）/文学館資料を活用した井上文学の普及（ワークショップ等）/井上文学を広めるための中学校との連携/文学館開館50周年記念事業の実施～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>井上靖文学館は令和3年度から町営の施設となり、令和3年7月17日からリニューアルオープンした。井上靖の業績、町の文化等を紹介し、広く町民の教養及び文化の向上に寄与する目的で位置づけられている。令和5年度は文学館開館50周年記念式典等を開催し事業推進に努めた。</p>																	
⑪教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、総合教育会議等で町長との連携を強化	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>令和5年度は、長泉町総合教育会議を1回開催し、「部活動地域移行」について協議した。長泉モデルの構想を関係機関で共有し、町長との連携強化につながった。</p>																	
⑫国や県の教育振興基本計画に則した事業の推進 ～「有徳の人」づくりアクションプランに基づいた教育の推進/第5次長泉町総合計画前期基本計画による教育行政の推進～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>平成30年3月に発表された静岡県教育振興基本計画を上位目標に、教育方針を運動させ長泉町教育委員会として取り組んだ。各学校は、有徳の人の育成をめざし、「自立した人」「関わり合う人」「行動する人」の育成を目指して、家庭や地域と連携して教育活動を展開した。</p>																	
⑬教育委員会自己点検・評価の充実と推進 ～前年度の評価結果を踏まえた新たな取組/教育委員や事務局の研修の充実/情報発信の充実（ホームページ等）～	<p>実現度 ↑ →重要度</p> <table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況を自己点検・評価し、また、学識経験者による意見もいただき、議会への報告、町ホームページへの公表を行っている。この自己点検・評価の結果を踏まえ、教育委員会の事務事業に取り組んだ。</p>																	

## 4 学識経験者による意見

### ■ 全体的考察

令和5年度は、5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へ移行した中、令和5年度教育方針に則り、適切に点検項目が設定されて自己点検・評価がされている。多くの項目において重要度を「A」として、その重要性を真摯に受け止め、実現度もその多くが「A」となっており、その実現に向けた努力がうかがえる。

一方で、実現度が「B」以下となっている項目も散見されたが、昨年度に引き続き、手法の工夫などで実現度を引き上げる努力が見られる項目もある。何事を行うにもコロナ禍以前のようにはいかない状況はあるが、努力し続けてほしい。また、新たな取り組みに関しては、常に検証・検討を十分に行い改善してほしい。

### ■大項目1 教育委員会の活動

#### (1)教育委員会の会議の運営改善について

定例会を毎月1回開催しており、会議1回あたりの発言数は前年度と比較すると減少しているものの、住民や保護者に期待される教育の諸課題について、より深い思考や議論がなされ充実した会議であると評価することができる。資料の事前配付に余裕をもつことや開催日調整等の工夫、詳細な資料の提供など、引き続き活発な議論の場となるよう環境づくりに努めてほしい。

#### (2)教育委員会の会議の公開、保護者や地域住民への情報発信について

令和5年度も教育委員会会議の傍聴者はいなかった。教育に関心のある人が多い中、教育の効果が評価として表しにくいことから足を遠のかせている可能性もある。

他に考えられることとして、町の教育委員会施策が全体的に安定しており信頼を受けている現れであるとも言える。今後、さらに良い教育、保育、社会教育を目指していただきたい。広く教育委員会会議の内容を知ってもらい町民の協力を得るために、告知方法等を工夫し、傍聴者が少しでも増えることを望む。また、ホームページ上の会議概要の公表は、委員会の活動や役割を町民に理解してもらうためには大変有効であることから、公表を継続するとともに分かりやすく工夫することも重要である。

#### (3)教育委員会と事務局の連携について

教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務の成果、また、問題点や改善策の報告を受け、定例教育委員会で審議していくことは重要である。連携で大事なことは事務局の行っている施策の実施状況・課題等を十分理解してもらい、互いに深く意見交換を行うことで、さらに良いものに練り上げていくことである。

定例会前の事前打合せを毎回行っていることは必要であり、今後も引き続き事務局

内で審議内容を充分に検討し連携を図っていただきたい。

#### (4)教育委員会と町長部局との連携について

昨年と同様、町長部局の議案を遅滞なく処理できており評価できる。今後も、町長部局との情報共有に努め、適切な時期に議案が提案できるよう心がけてほしい。また社会の変化に対応するためにも、ネットワーク行政の重要性が指摘されている。教育行政の効果を上げ、行政や地域の課題を解決するためにも町長部局との連携・協働は今まで以上必要になる。

#### (5)教育委員の自己研鑽について

5月に新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に区分されて、行動制限の影響もなくなったことにより、積極的に研修会等に参加され、自己研鑽を積まれている。先進的な取り組みを研究する機会などにも参加していただきたい。

#### (6)幼・保・こ・小・中学校及び教育施設に対する支援や環境整備について

教育・保育現場を知るために、委員が施設を訪問して、実情を把握することは大意義深いことである。そのような中で、訪問の重要度を高く捉え、各種行事への参加や施設を訪問していることは評価できる。教育・保育の生活の様子や児童生徒・指導者が頑張っている姿を確認し、現場が抱えている問題を直に感じ取ることは意義がある。また、所管施設のコミュニティながいいずみや学校給食センターに加え、令和6年度の開所に向けて準備を進めてきた教育支援センターいいずみ教室を訪問したことは評価できる。

### ■大項目2 教育委員会が管理・執行する事務

#### (1)学校教育及び社会教育に関する一般方針を定めることについて

「令和5年度 長泉の教育」には町の教育方針が明確に示され、また、重点施策が具体的に示されており、学校や地域社会の現状を反映し、今日の教育課題をしっかりと受け止めて策定されている。引き続き、学校現場や保護者等を含む多くの町民の声が反映されるよう努力し、喫緊の課題、長期的な視点に立った施策の両面を含めていただくことを願う。今後においても、教育委員会会議や社会教育委員会での活発な議論を行い、その議論が方針や施策に反映されるようにしていただきたい。

#### (4)町職員の任免を行うこと

#### (5)県費負担教職員の任免その他的人事について内申することについて

児童福祉・教育行政において、現場に適切な人材を過不足なく確保、配置すること

は子ども一人ひとりの成長において極めて重要であり、それを的確に捉え、適切な人材確保・人事管理を遂行している。そして、学校事務、小中学校支援員、図書館補助司書、保育士、教諭等について、令和5年度は220名を採用し、きめ細やかな個別指導を実践するとともに、児童生徒の健康増進の保持のための養護教員、特別支援学級への支援員、さらには教員の多忙化解消と質の向上を図るための教員事務補助員の配置などについては、町教育委員会独自で行われている。

県費負担教職員についても、任免を確実に行うことは最も重要であり、120件の内申が遅滞なく行われている。また確かな人材を確保できているかどうかの検証を併せて行いたい。今後もきめ細やかな教育の充実のために、事務局側の助言と現場の要望をもとに、必要とされる人員の適切な確保に努めていただきたい。

#### (7)学校教育及び社会教育に関する各種の委員等の任命及び委嘱をすることについて

町教育委員会として学校教育及び社会教育に係る各種委員の任命及び委嘱が、教育の充実のために不可欠であることを踏まえ、重要度を捉えている。令和5年度は欠員なく109名の委員を委嘱できたことから実現度の評価も適正であると判断できる。

さらに、教育委員会事務局と各種委員等が、ともに高め合い満足できる役割を担っているかどうかを振り返ってみることが必要である。

また、任命及び委嘱された委員により委員会等が十分機能するために、人材の発掘による適任者の確保に努力をしていただきたい。今後も、委員等の任命及び委嘱を適切に行い、委員会等の体制を確実なものにしてほしい。

#### (10)校長、教員その他の教育関係職員の研修に関することについて

教職員に対する研修機会の確保は、教職員の質の向上という点で重要であり、保護者や地域住民に対する信頼につなげる上で大切なことである。予算の確保も確実であり評価できる。また、教材研究を含めた校内研修時間の確保のためには教育現場の多忙化を解消することが必要になる。令和5年度は計画どおり、初任者研修3回、2年研修2回、3年研修2回、中堅研修2回、特別支援教育研修5回が、それぞれ行われた。

### ■大項目3 教育委員会が管理・執行を教育長に委任する事務

#### (1)「基礎を培う」幼稚園・保育園・認定こども園について

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、発達年齢に応じた体験活動は、好奇心や探求心を養うとともに、人との関わりの中で規範意識が芽生え、豊かな感性を身につけるなど子どもの成長に欠かせない。各園にお

いて積極的に活動を実施できていることから評価できる。今後も活動を継続するとともに新たな企画を取り入れていただきたい。

幼児期の読書活動は、豊かな感性を養う上で必要不可欠なものであり、全園で充実した取り組みを行っていることは評価できる。

特別な支援を必要とする子どもへの関わりについては、年少期から一貫した支援が必要であり、各園のきめ細やかな対応が行き届いていることを高く評価したい。個に応じた支援については、その方針や計画を十分に検討し、支援員とともに一層の努力をしていただきたい。

子どもの安全は、直接命に繋がるという自覚を基に、園・地域・家庭の連携した取り組みが行われていることは評価できる。

特に発達年齢に応じた安全・防災教育の推進に努めている点を大いに評価したい。引き続き、充実した事業に取り組んでいただきたい。

就園から就学に向けて円滑な移行ができるように、各種の取組みを行っていることは重要であり評価できる。この時期は子どもだけでなく親の不安も大きい。園と学校の指導者同士の連携も必要である。

## (2) 「多彩な資質や能力を引き出す」 小学校、「主体性・豊かな創造力を伸ばす」 中学校について

小学校1・2年生支援事業、少人数指導や通級指導教室など、きめ細やかな教育の推進や教育環境の整備に努力していることが、学校評価による保護者の満足度に繋がっている。さらに向上するよう、今後も適切なサポートを継続し、一人でも多くの子どもが自立した社会生活を送れるようにしていただきたい。

基礎・基本の定着を図り、自ら学び考える力につけるための魅力ある授業づくりに努めていることや、外国語活動、小学校理科支援員配置などに力を入れ、児童生徒を中心とした主体的な授業を展開できるよう努力していることは評価できる。若手の研修に教育アドバイザーが積極的に関わり、学び手の視点に立った授業づくりに尽力していることも評価できる。

施設面では、町内小中学校5校のバリアフリー化改修工事のほか、北小学校A棟西側トイレ改修工事、北中学校南棟東側トイレ改修工事を実施した結果、令和5年度末時点でのトイレ洋式化率が小学校では82.4%、中学校では81.5%になっている。

また、グローバル化の進展に対応した教育の充実を図るため、ALTを町内に6名配置し、小学校1・2年生に計画的な外国語活動を導入し、より充実した魅力ある授業が行われるよう努めていることは評価できる。さらに充実した授業ができるよう期待したい。

中学校に常駐している心の教育相談員は、相談件数から見てもかなり充実している。これは、子どもたちの心の教育を大事にしている証であり、保護者の学校に対する信

頼にも繋がっていると言える。子どもと毎日関わっている担任との連携を密にしながら、心の教育を今以上に大切にしてほしい。

ICT教育では、GIGAスクール構想に基づく、一人一台のタブレット端末を活用した学習活動の充実に努めている。

教職員の働き方改革では、勤怠管理システムを活用し、引き続き教職員の在校時間を客観的に把握し、さらに多忙化解消に努めてもらいたい。

家庭・地域と学校の連携・協働は「地域とともにある学校」を進展させる上でますます重要になってきている。町内小中学校5校に設置された学校運営協議会においては、地域住民や保護者等が参画し、関係者が学校の経営方針について承認を行い、学校運営上のねらいや課題を共有して、教育活動に地域のニーズを反映させるなど地域ならではの創意や工夫を生かした特色ある学校づくりを推進していくことを期待している。また、「社会に開かれた教育課程」などの地域学校協働活動を展開するためには地域学校協働本部を所管する生涯学習課との連携が重要になる。

### (3)学校給食について

バランスの取れた栄養豊かな給食の提供は、成長期の児童生徒の心身の健全な発達や正しい食事のあり方、望ましい食習慣を身につけるために重要であり、保護者や学校関係者の願うところである。地元生産者とのふれあい給食会を実施するとともに、地元の農畜産物を提供する「長泉の日」は、地域の食環境の良さや、郷土愛を育むことになる。

栄養教諭による食に関する授業の実施、除去食の提供、食材の放射能測定の実施など、大変努力しており評価できる。今後も家庭や児童・生徒に「食育」の重要性の理解を得るための取り組みを継続してほしい。

平成27年度から実施されている調理・配送・配膳業務の民間委託では、昨年と同様に、民間事業者の持つ専門性や柔軟性を生かした運営が行われ、安全な給食の提供ができている。引き続き、委託業務体制のチェックを行い、更なる安全性の向上と安定した提供に努めてもらいたい。

### (4)健やかな子育て支援について

きめ細やかな子どもへの支援のために、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、指導員や支援員の適正な人員配置に努めている。また、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関と連携を深め児童虐待防止を行っているほか、虐待防止月間に、民生委員児童委員や関係者向けに児童虐待防止に関する講演会を実施するなど努力の跡が見られる。

令和4年度に開設した子ども・子育て総合相談窓口において、相談件数が459件あることから相談体制が充実していることもうかがえる。

子育て支援センターは、地域子育て支援の拠点として重要な役割を担うため工夫を重ね、今以上に魅力ある施設になるように引き続き努力していただきたい。

特別支援教育専門員による児童相談や子育てマイスター講習会は、地域の子育て力の進展に繋がるため継続を願いたい。

待機児童解消に向けた取組みとして、町立幼稚園の幼保連携型認定こども園化や、長泉小学校の校舎内に、新たな放課後児童会を開設するなどハード面の整備を行い、3年連続で待機児童がゼロになったことは評価できる。また、子育てコンシェルジュなどによる、きめ細やかな対応などソフト面にも力を入れ、住民の意向把握に努めている。引き続き、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指していただきたい。

#### (5)社会教育について

社会教育は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けたが、5類移行後において、各種事業において様子をみながら実施している。講座数や受講者数も評価の視点ではあるが、受講者が学んだことを地域に還元したり、他部局が行っている事業に繋がったりしているかどうかも含め、全体を捉えて見ることも大切である。

学習機会の提供と学習指導者の活用による「長泉わくわく塾」は、近年、募集講座数・受講者数共に増加傾向にある。学んだ人や指導者が「わくわく塾」以外で活躍すれば地域づくりに関わることになり、地域コミュニティの活性化につながる。募集講座数・受講者数が増加傾向にあることやねらいが明確であるなど、職員の努力に対し評価したい。

また、地域住民同士の繋がりや地域の課題解決に繋がる地域づくり活動事業の更なる活躍を期待する。停滞していた地域コミュニティを復活させることは大変であろうが、引き続き努力していただきたい。

青少年の健全育成に関して、「わたしの主張大会」や「善行模範者表彰」を実施したことや、青少年教育各種講座の開催を通じて、青少年がいきいきと健やかに活動できるよう事業に取り組んでいることは評価できる。また、いじめ、不登校、子育て問題など青少年や保護者の相談に応じて助言や支援を行い、解決のために関係機関との連携を図っていることは評価できる。継続的に取り組み、よりよい環境にしていただきたい。「放課後子ども教室」「わんぱく通学合宿」「少年少女サークル」等は青少年の健全育成と地域づくり活動の両機能を持ち合わせているため引き続き努力していただきたい。

家庭をとりまく環境の変化により、保護者は子育てに不安や悩みを抱えやすく子育てしにくい傾向にある。行政による家庭教育講座や家庭教育支援員による活動など、家庭教育支援に努力していることは評価できる。今後は地域社会が関わる家庭教育支援について重視をしていただきたい。

男女共同参画に関しては、多様な事業を工夫しながら行っていることに努力の跡が見られる。男女共同参画は現代的課題と言われるが、住民の裾野を広げるのがなかなか難しい。引き続き努力してもらいたい。

文化財の保護、保存については、復元及び展示の充実に努めるとともに、体験学習の拡大を図り、文化財に親しみやすい環境を図るなど、町民への普及に努めており評価できる。

社会教育施設の運営管理に関しては、団体の利用や自主事業の開催などにより、施設を有効に活用し、より利用しやすい施設となるよう施設の適切な維持管理に努めている。社会教育の拠点として、町民のため親しみやすい施設を目指していただきたい。

図書館は、「人づくり」に応える情報拠点として、新たな資料の購入や館内展示の工夫、ホームページの開設など利用者の満足度向上の取組みや、子どもの読書活動の推進においてはさまざまな取組みを行っていることは評価できる。今後も工夫をしながら、町民の生涯学習意欲を高める役割を持つ機関として努めていただきたい。

井上靖文学館は、令和5年度に開館50周年記念式典等を開催した。周辺文化施設との連携などを行うとともに、町民等の来館に向けた各種事業を展開して事業推進に努めたことは、出張講座事業等の回数及び参加人数からうかがえる。町民の教養及び文化の向上を図る施設として、今後のさらなる事業展開を期待する。

また、各学校に設置が進められている学校運営協議会と両輪になるのが地域学校協働本部である。「学校を核とした地域づくり」のねらいは、まさに社会教育の目指すところである。地域づくりと子どもの成長は関係が深く、それが家庭教育を支援することにもなる。町内小中学校5校全てに学校運営協議会も設置されたことから、今後は評価項目に入れて取組みの充実を図っていただきたい。

最後に、コロナ禍には大変な努力がうかがわれた。コロナ後の社会教育について、豊かでゆとりに満ちあふれたまちづくりを期待する。

#### (6)社会の変化に対応した教育行政について

町長と教育委員会との連携の重要性を鑑み「部活動地域移行」についてをテーマとして総合教育会議を1回実施した。協議内容は時宜を得たテーマを取り上げており適切である。長泉モデルの構想を関係機関で共有し「部活動地域移行」を進めてもらいたい。

国・県の教育振興基本計画を受け、長泉町の教育方針に基づき施策を積極的に実践することは重要である。各学校の児童・生徒による自己評価が高いことは十分に評価でき、さらなる前進を期待する。

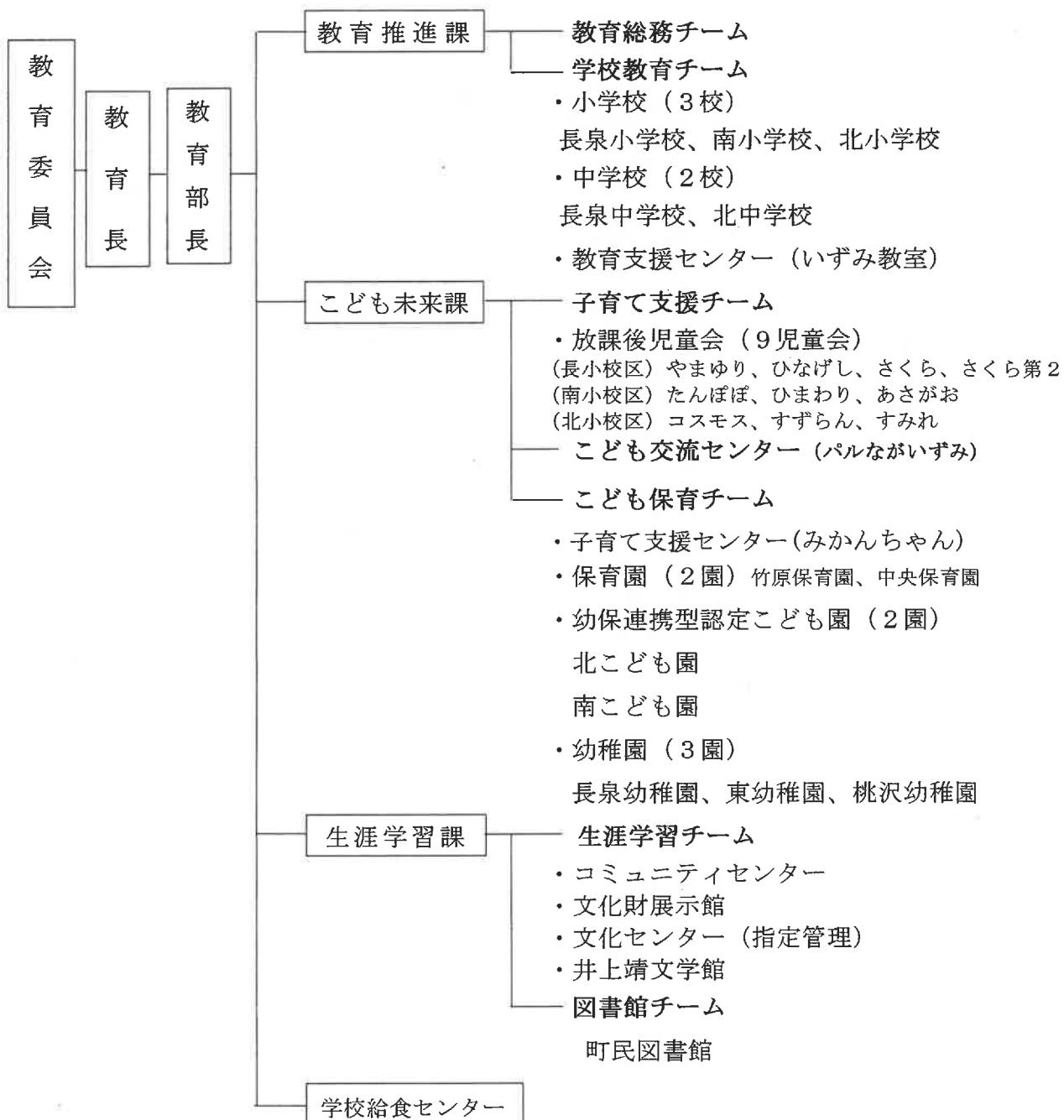
また、教育委員会自己点検・評価についての重要度は高い。施策に対しての評価ポイントを変えてみることも大事なことと考える。教育において、アウトカム指標による評価は難しいことが多いが検討の必要はあるかと思う。

【参考】長泉町教育委員会組織（令和6年9月1日現在）

I 教育委員

役職名	氏名	任期
教育長	石井宣明	令和5年11月1日～令和8年10月31日
教育長職務代理者	渡邊由紀子	令和2年10月1日～令和6年9月30日
委員	増島清	令和3年11月2日～令和7年11月1日
委員	峰田学	令和4年10月1日～令和8年9月30日
委員	関口圭子	令和5年10月1日～令和9年9月30日

II 教育委員会組織図



### III 教育委員会事務分掌

#### 1 教育推進課

- ・ 部門内の連絡調整に関すること。
- ・ 教育委員会の会議に関すること。
- ・ 総合教育会議及び教育大綱に関すること。
- ・ 教育委員会の規則及び規程等の制定又は改廃に関すること。
- ・ 公印の保管に関すること。
- ・ 事務局及び学校その他の教育機関の町費負担教員の人事に関すること。
- ・ 学校の設置及び廃止に関すること。
- ・ 小中学校の教育財産及び施設管理に関すること。
- ・ 教育統計に関すること。
- ・ 学校運営の指導に関すること。
- ・ 県費負担教職員の人事に関すること。
- ・ 学校の組織編成、教育課程及び学習指導に関すること。
- ・ 教科書その他教材の取扱いに関すること。
- ・ 校長、教頭その他教育関係職員の研修に関すること。
- ・ 児童及び生徒の保護、安全に関すること。
- ・ 学校その他教育機関の環境衛生の指導に関すること。
- ・ 児童及び生徒の就学、入学、転学及び退学に関すること。
- ・ 学校の通学区域に関すること。
- ・ 育英資金給付基金に関すること。
- ・ 教育支援センターの管理及び運営に関すること。

#### 2 こども未来課

- ・ 子育て支援に関すること。
- ・ 認定こども園に関すること。
- ・ 保育所に関すること。
- ・ 幼稚園に関すること。
- ・ こども医療費に関すること。
- ・ 地域型保育に関すること。
- ・ 児童手当に関すること。
- ・ 母子家庭等に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園職員の人事に関すること。
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園の設置及び廃止に関すること。
- ・ 幼稚園、保育園及びこども園の教育財産並びに施設の管理に関すること。
- ・ 子育て支援センターに関すること。
- ・ こども交流センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 放課後児童会に関すること。
- ・ ファミリー・サポート・センターに関すること。

- ・ 少子化対策に関すること。
- ・ 未来人定住応援事業に関すること。
- ・ 子ども・子育て総合相談窓口の開設及び運営に関すること。

### 3 生涯学習課

- ・ 社会教育事業の企画及び調整に関すること。
- ・ 生涯学習事業の推進に関すること。
- ・ 社会教育関係団体等の指導育成に関すること。
- ・ 文化財に関すること。
- ・ 文化行政及び余暇に関すること。
- ・ 青少年健全育成の総合調整及び推進に関すること。
- ・ 青少年相談に関すること。
- ・ 男女共同参画社会の推進に関すること。
- ・ 女性の地域活動の促進に関すること。
- ・ コミュニティセンターの管理及び運営に関すること。
- ・ 町民図書館の管理及び運営に関すること。
- ・ 町営駐車場の管理に関すること。
- ・ 文化振興事業の企画及び実施に関すること。
- ・ 文化センターの管理及び運営に関すること。
- ・ 井上靖文学館の管理及び運営に関すること。
- ・ 文化団体の指導育成に関すること。

### 4 学校給食センター

- ・ 物資の購入に関すること。
- ・ 施設、設備及び労務に関すること。
- ・ 経費その他一般事務に関すること。
- ・ 献立作成、調理指導、衛生管理、栄養の調査、研究に関すること。
- ・ 調理に関すること。
- ・ 輸送に関すること。

〒411-8668

静岡県駿東郡長泉町中土狩828番地

長泉町教育委員会 教育推進課

TEL : 055-989-5529

FAX : 055-989-5993

URL : <http://www.town.nagaizumi.lg.jp>

E-mail kyouiku@town.nagaizumi.lg.jp